

項 目	リチウムイオン蓄電池の体積エネルギー密度の算出について
1 内容	<p>リチウムイオン蓄電池の対象範囲は、施行令別表第二において「単電池1個当たりの体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上のもの」に限ると規定されています。体積エネルギー密度は、単電池の仕様として提示される、定格容量、定格電圧及び体積を使用して算出しますが、体積の根拠となる単電池の各寸法について、仕様にサイズ公差が示されている場合、その公差を考慮に入れ、最大の寸法を使用すると考えてよろしいでしょうか。</p>
2 回答	<p>仕様として示された寸法のサイズ公差を考慮した最大寸法を使用して算出します。</p> <p>(理由)</p> <p>体積エネルギー密度の算出については、「電気用品の範囲等の解釈について」Ⅲ(3)に示されるとおり、一般的には電池製造事業者から仕様書において提示された最大寸法を使用して算出することから、仕様として示された寸法にサイズ公差がある場合、それを考慮した最大寸法で算出してよいと考えます。</p>